

# 市民自らの政策を持とう！

## 第 21 回個人演説会 記録



日 時 2014 年 12 月 5 日 (日)  
13:30-17:00

会 場 岩国市福社会館  
2 階 講習室

参加者 6 名

<http://www.seisaku1341motou.sakura.ne.jp> <http://blog.goo.ne.jp/simin13401seisaku>

## 日米安保条約を考える 未来を見すえて

稲生 慧 (元公立図書館長)

### はじめに

艦載機移駐反対のビラをポステイングしていた時のことです。西岩国の狭い路地から、突然おじいさんが現れて「無駄なことはやめた方がええ、日本は戦争に負けたんじゃ、アメリカのいう通りにせんにゃー」という。

戦後 70 年を経た今、独立したはずの日本は、占領体制を清算できないばかりか、まるで属国のような占領下を思わせる意識で生きている人がいることに驚かされました。

私は安保を随分意識して生きてきたつもりですが、いまだに安保の問題を論じるのはタブーのような空気があるのを不思議に思っています。なぜ日本の独立、自立や対等性は根づかないのでしょうか。憲法の理念である、平和や人権の思想が等閑視されてきたのは不思議でなりません。

### 無責任と無関心

戦後の歴史を眺めてみると、権力者の失政や身勝手さ、狡さがありありと浮かんできます。常に真実を隠して、うわさを流し、コントロールをしてきました。国民は「うわさ」「情報」が真実であるかどうか、確かめるすべもなく従ってきました。そして、失政は追求されることなく、「水に流して」忘れようとしてきました。

マスコミもやはり権力におもねり、服従してきました。

マスコミの価値は「権力者を批判する」「国民におもねらない」ことが本筋のはずですが、国民を誘導する先頭に立ってしまいました。安保は検証されることもなく、国民の無関心、政治家の無思想、無責任に支えられて、ここまで横暴になり生き延びてきたといえるでしょう。

## 政治を考えるのは選挙の時だけ？

日本は国際環境の中で難しい局面に遭遇しています。こんな時なぜ、国会は解散しなければならないのかと悲しくなっています。

「集团的自衛権」「秘密保護法」そして「基地」「原発」など、国民生活に重大な影響を及ぼす問題をそっちのけにしてしまっているのです。

国民は、選挙の時しか政治を考えようとしません。与えられた考えで、政治や社会を評価していくことはやめようではありませんか。これだけの情報が氾濫しているなかで、しっかり情報を見極め、国民の意見を示していかなければ、日本の未来はありません。もう占領下ではないという側面で安保は考えていくべきです。

## 安全保障とは

安全保障とは、「国民をさまざまな脅威から守る」ことです。

当然、日米安全保障問題は日本の内外の安全保障の問題を含んでいるわけですが、かつては「国土と国境を軍隊で防衛すること」が安全保障だと考えられてきました。

『広辞苑』では次のように定義しています。

「外部からの侵略に対して、国家および国の安全を保障することが、国の安全だと考えてきました。第一次世界大戦後、国際裁判や軍事縮小とともに、世界平和の確保の原則の一つとなる」。

第二次世界大戦以降には、安全保障という用語や概念を用いて、実質的な軍事同盟が形成されていくこととなります。

こんなグローバル社会の中、地球規模の視点から見れば、軍事同盟だけで国の安全は図れないという状況が、はっきり見えてきました。どんな強力な軍隊で国境を固めても、たとえば、どこから飛んでくる死の灰には役に立たない。核大国アメリカといえども、国際テロリズムの前ではお手上げです。日米安保体制も同じで、国際社会が一体化していて、国境の壁は低くなり、超高速の航空機やインターネットによって、人と情報の行き来がこれほど自在になったからには、「安全保障」の分野でも、軍事同盟に代わる安全保障の考え方を模索していかなければならない時に至っています。脅威の根本原因になる、専制、隷属、圧迫、偏狭を取り除く努力をすることによって解決し、平和に貢献していくこと。これこそ日本国憲法にいう安全保障の考え方ではないでしょうか

## 日米安全保障条約 とは何か 成立の流れ

日本が安保を受け入れ、隷属していく過程を追ってみましょう。

無謀な戦争を遂行した結果、降伏せざるを得なくなり、ポツダム宣言を受諾し(1945.7)、1か月のちに降伏文書に署名します(1945.9)。ポツダム宣言の誠実な履行と、全軍の無条

件降伏を迫り、これを受け入れることにより敗戦（終戦ではない）を認識させられたのです。この時から、日本は米国に完全に隷属する形でスタートします。

両文書とも内容はあまり知られていないと思いますので、参考までに、『戦後史の正体』（孫崎 享著）の巻末に口語訳が示されていたので、**資料 1**、**資料 2** として添付しておきます。

降伏文書には、日本のすべての官庁および軍は、降伏を実施するため、「連合国最高司令官」が出した「すべての布告、命令、および指示」を守る、「ポツダム宣言の条項を誠実に履行」し、「連合国最高司令官が要求するであろうすべての命令」を出し、

最高司令官とはダグラス・マッカーサーのことで、日本は米国に完全に従属する形で新しいスタートを切ったのです。

安保の成立の経緯を見ると、やはりアメリカに強制された条約であると言わざるを得ません。

政治家（政府、閣僚たち）は敗戦国だから、アメリカのいうことを聞かなければ、反論しようものなら潰されてしまっている。抵抗する人たちは次第に減少していきます。「戦争の計画、準備、開始および遂行の責任者」すなわち「戦犯」を探し出す段になって、政府関係者は戦犯にされることを恐れて、手を尽くして米軍に接触し、軍人、政治家、官僚、報道機関など、オールジャパンで米軍にすり寄ったのです。内務省などは、米軍人の慰安施設まで作っています。

言論統制のため、GHQは封書を検閲するわけですが、その仕事は、5000人の日本の学者に高額を払って雇用して協力させました。費用は終戦処理費（日本人のお金）で行ったということです。検閲などの言論統制は、日本人の学者が、日本人のお金で統制したということです。まるで「思いやり予算」の原点を思わせます。

- 1951年9月 日米安全保障条約調印

- 1952年2月 日米行政協定調印

ここでは、米軍への基地提供は、日米安保条約に基づく、として、国会承認の手続きをしていません。

4月に安保は発効し、日本の独立は回復したものの、沖縄は引き続き米軍の占領下におかれています。

- 1959年3月、砂川事件につき東京地裁が米軍駐留の許容は憲法9条に違反するとの「伊達判決」を下しましたが、“統治行為論”で安保に対する判断を停止してしまいます。

（統治行為論とは、統治の基本にかかる高度の政治的な行為で、裁判所の審査権が例外的に及ばないとされ、違法性の判断は国民、国会にゆだねるという考え方）

- 1960年1月、新安保条約（日米安全保障条約—資料3）調印

「日米地位協定」調印

国会周辺での安保反対デモや国会内で警察官との衝突など、猛反対があったがりましたが強行。6月に自然承認で、新安保条約は発効しました。

旧安保、'60の新安保はすべてのプロセスにおいて日本側の過剰なまでの迎合、忖度とア

メリカの占領意識が絡まって、本来的議論や条件を付けるべきことを放棄していました。全土基地方式でも、米軍の駐留の条件、期間、中身の交渉は殆どやっていないといわれています。安保の是非、問題点、日本の立場など、根底から問題を問うことなく、自然承認、「自動延長」をしてしまったのです。

安保承認後、実効性を持たせるための「特別法」を整備し、安保は日本の法律より上位に君臨することになります。条約は基本的に各国の憲法手続きによって承認されるのですが、日本の国内手続きも軽視していることにも問題はあります。

## 安保の「軍事条項」

資料 3 に示しましたように、「日米安全保障条約」は前文と 1 条から 10 条までで、効力などの細則は「日米地位協定」に規定されていますが、「地位協定」の内容の話は、専門家の田村順玄氏にゆだねるとして、「軍事条項」といわれている、5 条、6 条を検討します。学者は、これが、日米安保体制のご神体だとしています。

第 3 条 —武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、…。

第 4 条 —条約の実施に関して、随時協議し——いずれか一方の締約国の要請により協議する。

第 5 条 「共同防衛」 各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する

第 6 条 「基地供与」 日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍および海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

この二つの条文から導きだされることは大きい。巨大な沖縄の米軍基地をはじめ、全国 118 か所もの「施設及び区域」が生み出され、思いやり予算（日本の税金）が支出され、北海道から宮崎県の演習場まで順繰りに行われる、実弾砲撃訓練、厚木、横田、岩国での昼夜の離発着訓練、全土にまたがる低空飛行訓練などが、我が物顔に行われ、現実の騒音や地響きをまき散らしながら、周辺住民にのしかかっています。

6 条において、在日米軍は日本防衛だけでなく「極東における国際の平和及び安全の維持に寄与する」ため、つまり、アメリカの国益のための軍事行動を、日本の基地から行えるのだと規定しているのです。

極東の範囲とは、「フィリピン以北の日本周辺で台湾および朝鮮半島を含む地域」であるというのが政府の解釈ですが、実際には、ベトナム戦争や湾岸戦争のかかわりを見ても東南アジアから中東にまで及んでいるとみるべきだとの学者の指摘もあります。

1998 年末のイラク空爆の際には、日本の基地から航空機や艦艇が多数参加しています。

第 10 条 「廃棄通告条項」

・ 1 項 「日本区域における国際の平和および安全の維持のため、十分な定めをする

国際連合の措置が効力を生じたと、日本政府およびアメリカ合衆国政府が認めるときまで効力を有する」。

- ・ II 項 「この条約が 10 年間効力を存続したのちは、・・・この条約を終了させる意志を通告することができ・・・通告が行われた後 1 年で終了する」。

日本政府もアメリカ政府も、終了を申し出たり通告したりしたことは一度もないそうです。冷戦が終わっても安保協力の名のもとに、軍事同盟を深めるばかり。ソ連の脅威という名分が使えなくなると、北朝鮮の脅威を標榜するようになり、日本の有事を想定しながら色々な特別法を作っていくのです。1997 年に「日米防衛協力のための指針」（新ガイドライン）は実質的な安保条約の改定だといわれています。

## 安保条約の見直しに向けて

自立している国家日本が、占領下と同じように遇され、属国と同じような条件を強いられていいのか。安保体制を見直す方法は存在しないものでしょうか。日本政府がしっかりした考えを出して話し合えば、解決するのではないか。たとえば、10 条 II 項を楯に交渉に入るということをすれば、可能性はあるのではないのでしょうか。

琉球新報（2014・9・14）に掲載された記事を教えてもらいました。

「1995 年の海兵隊による少女暴行事件の時も、沖縄だけでなく、日本全土から完全撤退さえ想定していたアメリカのモンデール駐日大使に対し、日本側が米軍の駐留継続を希望していたことがわかっています。」

日本政府が動かないからです。動かせない理由があるのかもしれませんが、国民には理解できません。

政府は、1945 年の占領期から出発して、新しい日本の在り方を、国民と一緒に考えてみる必要があるのではないかと発言する人もいます。再交渉を申し入れるという案です。

「従属からの脱却を」と、軍事・安全保障論が専門の前田哲男氏が自著で述べていますので、一部を紹介いたします。

「従属からの脱却」の手順

- ① 日米安保条約は当面維持  
(安保 10 年を確認し、国会で継続か終了かを毎年決める)
- ② 密約部分は継承せず、拘束されない旨を表明する。
- ③ 安保 9 条に基づく「随時協議の開始」を米政府に申し入れる。
- ④ 日米合同委員会のような密室での事柄は、公開性と透明性を発揮できる場に移す。

政府は 1、安全保障の在り方を憲法に照らしてとらえなおす。2、国民の生存と安全を {何から} 「何を」 「どのように」 守るか、の考え方を示してもらうことが必要と述べています。



### 参照文献・資料

- ・ 戦後史の正体 1945～2012 孫崎 享著 東京：創元社, 2012 年刊
- ・ 本当は憲法より大切な「日米地位協定」入門 前泊博盛編著 東京：創元社, 2013 年
- ・ 日本はなぜ「基地」「と「原発」を止められないのか 矢部宏治著 東京：集英社インターナショナル, 2014 年刊
- ・ 「従属」「から「自立」へ：日米安保を変える 前田哲男著 東京：高文研, 2009 年刊
- ・ 安保条約の成立 吉田外交と天皇外交 豊下櫛彦著 東京：岩波, 1996 年刊 (岩波新書；478)
- ・ 集団的自衛権と安全保障 豊下櫛彦, 古関彰一著 東京：岩波書店, 2014 年刊 (岩波新書；1491)
- ・ 日米安保 Q&A {世界} 編集部編 東京：岩波, 2010 年刊 (岩波ブックレット；792)
- ・ 周辺事態法 Q & A 新ガイドラインを考える会編 東京：岩波, 1999 年刊 (岩波ブックレット；478 )
- ・ 有事法制 何が目指されているか 前田哲男著 東京：岩波, 2002 年刊 (岩波ブックレット；571 )

### (年表)

- ・ 昭和・平成史 1926－2011 中村正則, 森武磨編. 東京：岩波, 2012 年刊 (岩波ブックレット；844)

